

くり返すな冤罪！ 市民集会

日時

11月9日(木)

会場

文京区民センター

2A

(2階)

18:20 ~

(開場 18:00)

資料代：500円



検察は再審を阻むな 全ての証拠を出せ！

講演

「再審開始決定に対する
検察の不服申立の禁止」

弁護士・大崎事件弁護団事務局長

鴨志田祐美氏



「再審と証拠開示」

法政大学法科大学院教授
・元裁判官

水野智幸氏



事件当事者の訴え

- ・桜井昌司さん(布川事件再審無罪)
- ・ゴビンダさん(東電OL事件再審無罪)
- ・守大助さん(北陵クリニック・筋弛緩剤えん罪事件)のご両親 など

主催：「くり返すな冤罪！ 市民集会」実行委員会 協賛：冤罪File

実行委員長挨拶



実行委員長 **新倉 修**
(青山学院大学名誉教授)

いま再審事件が熱い！ これまであまりにも冷淡であった裁判所が、再審請求に対して心を開き、門戸を広げている。再審手続きにも刑事手続きの鉄則・「疑わしいときは被告人の利益に」が適用されるという最高裁の判断が、また脚光を浴びるようになった。それだけでなく、再審請求をする本人の粘り、その主張を丁寧に受け止めて詳細な証拠集めと緻密な再審請求書を書き上げた弁護団、これらを支える支援者の輪が、決定的に重要となっている。

その明るい側面の背後には、次々と解明されつつある当初の刑事捜査の問題点や、警察捜査の補正や補完を任務とする検察官のチェックの甘さ、起訴された事件に対する安易な有罪認定を許した裁判官の在り方が、問題として伏在していることを忘れてはならない。まして、再審開始決定にむやみに異議を申し立てたりする検察官や、審理をなかなか進めなかったりする裁判官がまだいることは、誠に慚愧に堪えない。もっと再審に光を！

講演者プロフィール

■ 鴨志田 祐美 (かもした ゆみ)

弁護士。2002年、40歳で司法試験合格。2004年に弁護士登録後、鹿児島で「町医者」的弁護士として働く傍ら、再審弁護（大崎事件弁護団事務局長）、子どもの虐待やDV問題、少年事件、犯罪被害者と加害者との関係修復のための活動などに取り組む。著書として『転落自白～日本型えん罪は、なぜまれるのか～』（共編著。日本評論社、2012年）、『再審制度の抱える諸問題』（共著。『シリーズ刑事司法を考える 第5巻 裁判所は何を判断するか』岩波書店、2017年）『緊急提言！刑事再審法改正と国会の責任』（共編著。日本評論社、2017年）などがある。

■ 水野 智幸 (みずの ともゆき)

法政大学法科大学院教授。元裁判官（昭和63年4月浦和地裁判事補、平成24年依頼退官）。千葉地裁で千葉チョコレート事件の裁判員裁判で最初の無罪判決を出した裁判長。主な著作には、『違法収集証拠排除法則の認定』（『刑事事実認定の基本問題（第2版）』木谷明編著、成文堂、2008）、『公判前整理手続の在り方—裁判の立場から』（『刑事法ジャーナル』47号、成文堂、2016）、『勾留の要件』（刑事訴訟法判例百選〔第10版〕、有斐閣、2017）等論文多数。

当日の進行予定

18:00 開場

18:20 「スライドで分かる、検察の犯罪～隠される無罪証拠・妨害される再審開始」

講演

「再審開始決定に対する検察の不服申立の禁止」

鴨志田祐美氏（弁護士・大崎事件弁護団事務局長）

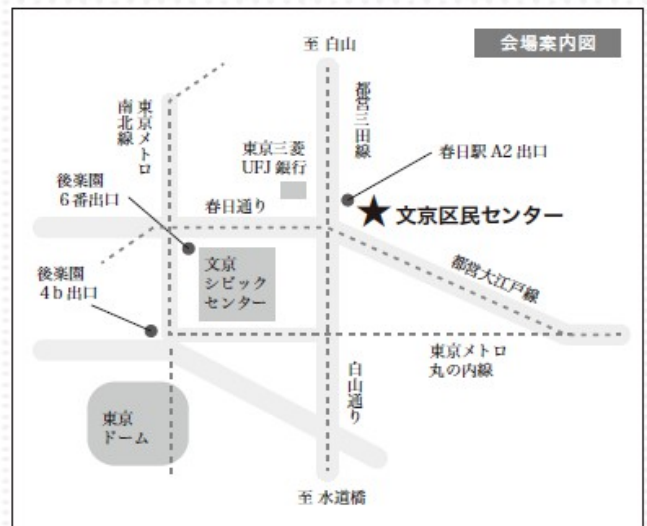
「再審と証拠開示」

水野智幸氏（法政大学法科大学院教授・元裁判官）

事件当事者の訴え

- ・桜井昌司さん（布川事件再審無罪）
- ・ゴピンダ・マイナリさん（東電OL事件再審無罪）
- ・守大助さん（北陵クリニック・筋弛緩剤えん罪事件）のご両親 など

20:50 終了予定



文京区民センター 2A（2階） 〒113-0033 東京都文京区本郷 4-15-14
・東京メトロ（丸ノ内線・南北線） 後楽園駅より徒歩6分
・都営地下鉄（三田線・大江戸線） 春日駅より徒歩2分
・JR（中央・総武線） 水道橋駅より徒歩10分

主催：「くり返すな冤罪！市民集会」実行委員会

構成団体（順不同）：再審えん罪事件全国連絡会／日本国民救援会中央本部／日本国民救援会東京都本部／原口アヤ子さんの再審を勝ちとる首都圏の会／えん罪・名張毒ぶどう酒事件・東京の会／袴田巖さんの再審を求める会／なくせ冤罪！市民評議会／布川国賠を支援する会／仙台北陵クリニック・筋弛緩剤えん罪事件無実の守大助さんを守る東京の会（9月1日現在）

連絡先：実行委員会事務局（日本国民救援会中央本部内） TEL 03-5842-5842 FAX 03-5842-5840